

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	八王子市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>八王子市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	—

評価実施機関名
八王子市長

公表日
令和3年7月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務を行う。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②国民健康保険被保険者資格継続事務 ③納税通知書による国民健康保険税課税事務 ④国民健康保険に係わる証明書等の発行事務 ⑤国民健康保険税の収納及び滞納管理事務</p> <p>2. 国民健康保険にかかる医療費給付に関する事務を行う。</p> <p>①国民健康保険にかかる給付事務 ②高額療養費該当回数引継ぎ事務</p>
③システムの名称	国民健康保険・国民年金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム、統合滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項、30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、53の各条</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45、46の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20、25、26の各条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1
八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課
電話042-620-7234・042-620-7237

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	特定個人情報ファイル取扱事務② 1	1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務を行う。 ①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②納税通知書による国民健康保険税課税事務 ③国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務 ④国民健康保険税の収納及び滞納管理事務	1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務を行う。 ①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②納税通知書による国民健康保険税課税事務 ③国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務 ④国民健康保険税の収納及び滞納管理事務	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	特定個人情報ファイル取扱事務② 2	①国民健康保険にかかる給付事務	①国民健康保険にかかる給付事務 ②高額療養費該当回数の引継ぎ事務	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
平成29年3月31日	特定個人情報ファイル取扱事務③	国民健康保険システム、国保滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	国民健康保険システム、国保滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	しきい値判断 1	平成27年4月1日	平成29年1月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	しきい値判断 2	平成27年4月1日	平成29年1月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年9月14日	評価実施機関②	保険年金課長 関谷 健司、 保険収納課長 小川 正彦	保険年金課長 菅野 匡彦、 保険収納課長 関谷 健司	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年11月5日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国保滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム	国民健康保険システム、国保滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム、統合滞納整理システム(使用開始日 平成31年4月1日予定)	事前	重要な変更にあたるため事前提出である
平成30年11月5日	2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	事前	重要な変更にあたるため事前提出である
平成30年11月5日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 菅野 匡彦、保険収納課長 関谷 健司	保険年金課長 菅野 匡彦、保険収納課長 細田 英史	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	特に力を入れている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	-	接続しない(入手)、接続しない(提供)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険システム、国保滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム、統合滞納整理システム(使用開始日 平成31年4月1日予定)	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム、統合滞納整理システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成29年1月1日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年1月1日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム、統合滞納整理システム	国民健康保険・国民年金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合(国保集約)システム、統合滞納整理システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	医療保険部 保険年金課、保険収納課	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・保険収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・保険収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。